

最高裁判所長官 今崎 幸彦 様
第二小法廷 岡村 和美 様 尾島 明 様 三浦 守 様

**東電刑事裁判、最高裁の上告棄却決定に抗議する
被害者を踏みにじり、次の原発事故を準備する最高裁を許さない！**

2025 年 4 月 30 日
福島原発告訴団
福島原発刑事訴訟支援団

東京電力福島第一原発事故から 14 年、政府の原子力緊急事態宣言は未だ解除されておらず、福島第一原発からは、放射性物質が大気中と海洋に放出され続けています。全国各地に避難した原発事故被害者は、人間の復興とは乖離した、困難な状況を抱えた生活を余儀なくされ、福島第一原発の事故収束作業においては、労働者の被曝事故や汚染水の漏洩事故が続発して、政府と東京電力への住民の不信は深まっています。

このような現状で、日本最大の公害事件である、東京電力福島第一原発事故の刑事責任を問う東電刑事裁判において、最高裁判所第 2 小法廷（岡村和美裁判長）は 3 月 5 日付で、業務上過失致死傷罪で強制起訴された武黒一郎、武藤栄両被告について、検察官役の指定弁護士の上告を棄却し、1～2 審の「無罪」の判決を維持する決定をしました。

最高裁第 2 小法廷は、三浦守裁判官を除く裁判官 3 人（岡村和美裁判長、草野耕一裁判官、尾島明裁判官）全員一致として「業務上過失致死罪の成立に必要な予見可能性があったものと認定できず」「発電所の運転停止措置を講じるべき業務上の注意義務が認められない」とし、被告人を無罪とした第 1 審判決を是認した原判決の判断は「不合理な点があるとはいえない」と最悪の決定をしました。

そもそも、第 1 審判決は、地震本部の長期評価に基づいて東電設計が算出した 15.7 メートルの津波高をもとに、東京電力が常務会で津波対策を承認していながら武藤らによって先送りした事実が公判で明らかになり、予見可能性は十分立証されたにもかかわらず、東京地裁永淵健一裁判長が握り潰した不当判決でした。

最高裁の決定は、「長期評価の見解は、本件発電所に 10m 盤を超える津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報ではない」としましたが、原判決は、長期評価を「見過ごすことのできない重みがある」とし、何より最高裁第 2 小法廷が民事裁判の 2022 年 6.17 判決で、長期評価に基づく試算を「合理性がある」と判断したと全く矛盾しており、誠に遺憾極まりない誤った判断です。

地震学の科学的知見において、安全対策を要する地震や津波に「現実的な可能性」を求めれば、対策を講ずることは不可能です。地震本部が予想していなかった 2024 年能登半島地震の被害と運転停止中の志賀原発の状況からも、この決定は新たな過酷事故を招来するものです。

私たちは、東京電力との密接な利害関係を指摘される西村あさひ法律事務所に所属してい

た草野耕一裁判官が審理することは、裁判の公正を妨げると考え、本件審理を回避されることを求め、最高裁判所に12回にわたりアピールを行い、回避を求める約15,000筆の署名を提出しましたが、草野裁判官の退官直前になされた決定には強い憤りを禁じえません。

一方で、2022年、前出の民事裁判の最高裁6.17判決で、少数意見を書いた三浦守裁判官が事件を回避したことにも驚きました。三浦守裁判官が、東電の事件の捜査に関与したという証拠も示されていません。

最高裁と特定の巨大法律事務所との関係は、すべての小法廷に西村あさひ、長島・大野・常松、TMI総合の各法律事務所の弁護士出身者が配置され、弁護士出身最高裁判事4人のうち3人は3法律事務所出身者で固められているとされ、特定の巨大法律事務所が、最高裁裁判官の供給源となり、同時に最高裁裁判官の天下り先ともなっているという、裁判所、国、企業の密接な癒着構造が形作られ、今回の異様な最高裁判決となって顕在化しました。

この憂慮すべき最高裁の決定は、本件の双葉病院から避難の途中で亡くなった被害者とその遺族をはじめ、万余の人々の生活と人生を壊した、日本最大の公害事件である福島第一原発事故の全ての被害者と被災者を踏みにじるものです。

さらに、人災事故を引き起こし、国民の生命と財産を窮地に陥れ、甚大な被害をもたらしながら、原子力発電事業者は何らの責任も問われず免責されるという法的前例をつくり、むしろ、新たな原発事故を準備するものです。

決して許されるものではありません。満腔の怒りをもって抗議するものです。

私たちは、2012年、福島第一原発事故を起こし、被害を拡大した東京電力株式会社及び国などの責任者を刑事告訴し、厳正な捜査、起訴による真相解明と責任の所在を明らかにするため、福島原発告訴団を結成し福島地検に告訴しました。事件が移送された東京地検における不起訴処分と検察審査会の起訴議決を経て、市民の力で業務上過失致死傷罪による強制起訴を勝ち取り、2016年には、この国の法治国家としての中身を問い、真の被害者救済と人間の復興に道を開くために、福島原発刑事訴訟支援団を結成しました。2017年から東京地裁での37回の公判の中で多くの真実が明らかになりましたが、2019年東京地裁の不当判決。2021年からの控訴審と23年の控訴審判決、さらに23年から24年にかけての最高裁での上告審と13年にわたる道のりでした。

私たちは、無念の死を遂げた被害者と遺族、被災者の14年の想い、これまでの道のりの中で鬼籍に入られた多くの方々の想いを、決して忘れることはできません。

私たちは、東電株主代表訴訟はじめ全国で裁判を続ける皆さん、各地に生きる原発事故被害者・被災者の皆さんと共に、今も続く過酷な福島原発事故の被害に向き合い、福島原発事故の真相究明と被害者の真の救済を目指して、原子力行政におもねる司法の現状を変え、新たな段階の司法の独立の危機と対峙して、あきらめずに活動を続ける決意です。

なお、原発事故関連の訴訟記録は、特別保存がされるべき記録であり、後世の人々が検証できるように保存されることを念のため申し添えます。